



# シリーズ「ごみ減量をいかにして成功させるか」② 雑紙を燃えるごみとして捨てるっていいませんか

皆さんは、お菓子の箱や包装紙などの「雑紙」も資源ということを知っていますか。クリーンセンターで燃やされるごみのうち、約半分が紙類や布類です。紙はきちんと分別すれば、ごみではなく資源となります。そこで、ごみ減量シリーズ第2弾では、資源として再生できる雑紙について紹介します。

【問】市廃棄物対策課（☎72・1334）

## 家庭ごみの約半分は再生可能な紙

家庭では、新聞紙や段ボール紙を資源ごみとして出していると思いますが、ティッシュペーパーの空箱はどう処分していますか。空箱は、雑紙として資源ごみに出せば再生できます。また取り出し口のビニールも廃プラスチックとして再生できます。

資源として再生できる紙は、紙パックや新聞紙、段ボール、雑誌類、雑紙です。雑紙とは、ティッシュペーパーの箱の他、菓子箱や包装紙などで、家庭ごみの約半分を占めます。紙袋に入れ、口を閉じて、資源物の収集日に

そのまま出せば回収します。

その他の再生できる紙類  
雑紙とは別に、新聞紙や紙パック（酒類などで内側にアルミが貼ってあるものは不可）、段ボール紙、雑誌類は資源として再生できます。燃えるごみではなく、それぞれ紐などでくくって収集日に出してください。

収集日は、地域別に第1日曜、または第3日曜のどちらかです。燃えるごみと同様に家の前、または決められた場所にいけば回収します。

ごみ箱の横に紙袋  
雑紙を分けるのは面倒という人は、ごみ箱の横に紙袋を置いてください。そしてごみを捨てる時に雑紙を紙袋に分別して集めます。迷った



ごみ箱の横に紙袋を用意して雑紙を分別。いっぱいになったら口を閉じて資源ごみ回収の日に出そう

燃えるごみに捨てて構いません。日常のごみの半分以上は雑紙なので、紙袋はすぐいっぱいになります。そうすれば燃えるごみは減り、ごみ袋代の節約にもなります。みんなで雑紙を上手に分別しましょう。

## 雑紙で出せるもの

- ▼菓子箱や包装紙
- ▼ビールなどの紙ケース
- ▼カタログ、パンフレット、ポスター
- ▼トイレットペーパーやラップの紙芯（箱も含む）
- ▼封筒やはがき、名刺
- ▼画用紙、教科書、ノート
- ▼コピー用紙、メモ用紙



## 雑紙で出せないもの

- ▼防水など特殊な加工が施された紙コップ
- ▼レシート・ファクス用紙などの感熱紙
- ▼配送伝票などのカーボン紙
- ▼写真
- ▼シールやアルバム台紙など粘着物がついた紙
- ▼プラスチックやフィルム・アルミ箔を貼った合紙
- ▼使用済みのティッシュペーパー
- ▼習字紙などの和紙や版画、クレヨン画



## 自立支援

# 生活に困っている人の経済的な自立を支援 問題解決に向け3つの支援事業を実施

市は、失業して経済的に困っている人や引きこもり、独り暮らしなどで地域社会から孤立し、生活に困っている人など、さまざまな理由で経済的に困窮している人を対象に3つの事業を実施しています。専門の相談支援員が、相談者と一緒にごどのような支援が必要かを考え、具体的なプランを作成。他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自分に合った仕事が見つからない、高齢だが仕事をしたい、失業して家賃が払えずアパートを追い出されそう、家計のやりくりが苦手でお金が足りなくなるなど、生活に不安を抱えている人は、ぜひ相談してください。

### ①自立相談支援事業（支援プランを作成）

生活保護に至る前のさまざまな事情で生活に困っている人を対象に、内容に応じて問題解決に向けた評価・分析を行い、それぞれにあったプランを作成。必要なサービスの提供につなげていきます。また専門員による就労支援を行う他、自立に関する問題についての相談にも応じます。

### ②住居確保給付金（家賃相当額を支給）

離職などにより住居を失った人または、失う恐れが

ある人を対象に、就職に向けた活動を行うことなどを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。また生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

### ③家計改善支援事業（家計の立て直しをアドバイス）

家計の状況が分かっていない、収支の変化が大きい、債務や滞納が多いなど、家計の立て直しが必要な人を対象に、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握。相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再生を支援します。

問い合わせは、市生活支援課（☎77・8177）まで。



専門の相談支援員が一人一人の悩みに応じた相談に乗ります

## 下水道

# 下水道の普及に協力を

9月10日の「下水道の日」に西鉄柳川駅でPR



▲西鉄柳川駅でPRする観光柳川キャンペーンレディ「水の精」

市は、9月10日に下水道への理解や関心を高め、普及を進めようと、西鉄柳川駅でPR活動を行いました。これは、9月10日の「下水道の日」に伴い実施したもので、観光柳川キャンペーンレディ「水の精」や市職員などが、キッチン用クリーンセットやチラシ300セットを配布。正しい下水道利用を呼び

掛けました。現在、市の下水道の利用区域は393ha。そこで出された汚水は、下水道管を流れて柳川浄化センターで処理され、きれいな水となって上流の掘割に流されています。

### ●排水設備の早期工事にご協力を

下水道を利用できる区域（供用開始区域）に住んでいる人は、下水道が利用できるようになってから3年以内に、下水道へ接続するよう、法律で義務付けられています。まだ接続していない家庭は、できる限り早く接続をお願いします。また「受益者負担金」の納付にも協力をお願いします。

問い合わせは、市下水道課（☎77・8585）まで。